

昭和四七年一月五日 起案

昭和四七年一月七日 決裁

主査

早坂

長官



第一部長



参事官

参事官補

次長



総務主幹



集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、二四）から提出要求があった

下標記の件について、別紙のとおりとりよせのため、これを

同委員会に提出してよろしい。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

（備考）

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

内閣法制局
昭和四七年十月十四日

集团的自衛権と憲法との関係

（参決委（昭四七、九、二四）に付ける水口議員要求資料）

国際法上、国家は、その中の集团的自衛権を行使し、自

（密接係）

国と連帯関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直

接攻撃を行使してはならないから、実力をもちて阻止すること

が正当化されるといふ地位を有してゐるものと見て、

国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

第五條(C)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約前文並びに日本国とソ連邦との間に社会主義共産

（連帯）

国との共同宣言の第二段の規定は、この国際法の原則

（国際法上）

を宣明したものである。そして、わが国が他の集团的

的自衛権を有していることは、^{主権}国家である以上、当然と

いはなければならぬ。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

と、

3

上集团的自衛権を有しているとしても、国権の発動として
（ハカヤル）
 これを行使することば、憲法の容認する自衛の措置
 の限界をこえらるものであって許さればいとの立場に於
 て、このハカヤルは次のように考へるに基づくものである。
 憲法第九條に （ハカヤル） 同條に、わが國の戦争を放棄し、
 わが國の戦力の保持を禁止しているが、前文において「
 全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する」

4

ことを確認し、また、第一三條が「生命、自由及び幸
（ハカヤル）
 福追求に対する國民の権利については、この國政の上で、
 最大の尊重を必要とする」旨を定めて、このことから
 も、
（ハカヤル） わが國がみずから存立を全うし國
（ハカヤル） 民が平和のうちに生存することまでも放棄して、
（ハカヤル） 自國の平和と安全を維持しその存立を全うする
 ために必要な自衛の措置をとることを 禁じてゐると

5

は解されない。しかしながら、だからといって、平和主義を
（ハカヤル）
 その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を
 無制限に認めているとは 解されないであらう。それ
 は、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由
 及び幸福追求の権利が根底からくつがえされること、
 急迫、不正の事態に対処し、
（ハカヤル） 國民のハカヤル
 利を守るための止むを得ない措置として認められて容認

6

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最少数
（ハカヤル）
 限度の範囲にとどまるべきものである。そうにとすれば、
 は、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許される
 ことは、わが國の領土及び國民に対する急迫、不正の
 侵害に対処する場合に限られるのであって、しに於て、他
 國に加えられたい武力攻撃を阻止することをその内容
（ハカヤル）
 とする集团的自衛権の行使は、憲法上許さればい、
 わが國を侵害し、